

## 横浜市高齢者食事サービス事業事務取扱要領

制定 平成9年4月1日福長第 746号（福祉局長決裁）  
最近改正 令和5年10月3日健高在第 752号（健康福祉局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市高齢者食事サービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）第25条第1項に基づき、横浜市高齢者食事サービス事業に関する細目を定めるものとする。なお、この要領における用語の意義は、要綱の例による。

（関係機関への連絡等）

第2条 要綱第5条第2号に基づく安否確認時の関係機関等への連絡については、委託事業者が責任を持って、要綱第12条第2項に定める申請書に記載された緊急連絡先に対して連絡するものとする。また、緊急対応後に、センター長及び健康福祉局長に対し食事サービス異状事態報告書（要領様式第1号）により速やかに報告を行わなければならない。

2 食事サービスについて何らかの事故（食中毒を含む）が発生した場合は、委託事業者は直ちに食事サービス事故発生報告書（要領様式第2号）により、センター長及び健康福祉局長に報告しなければならない。

3 委託事業者は、食事サービス異状事態報告書（要領様式第1号）のほか、配食時に利用者が不在のため、安否確認の対応を行った場合は、健康福祉局長に対し食事サービス配食時不在報告書（要領様式第3号）により、月末までに報告しなければならない。

（自己負担額）

第3条 委託事業者は、要綱第9条に規定する利用者の自己負担額（以下「自己負担額」という。）をあらかじめ健康福祉局長に届け出るものとする。

2 自己負担額は、720円以内とする。ただし、健康福祉局長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（自己負担額の徴収）

第4条 自己負担額の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 自己負担額の徴収は、請求による後払い、振込、口座振替、または委託事業者があらかじめチケットを代金引換で販売することのいずれかにより行う。チケットは、利用者の希望があれば1枚単位での販売も行う。

(2) 徴収にあたっては、別表に定める状況区分に応じ、その可否を判断しなければならない。

(3) 要綱第16条第1項に基づき食事サービスを廃止したときは、すでに徴収済みの自己負担額がある場合は、速やかに利用者に返還する。

2 委託事業者は、食事サービスを提供する都度、チケット又は要綱第21条第3号に定める配達記録に、日付を記入し、利用者等の署名又は確認印を受けるものとする。

（単価及び経費の請求）

第5条 要綱第10条に基づき、委託事業者が横浜市に請求する、食事サービスの委託単価及び請求方法については、次のとおりとする。

(1) 1食あたりの委託単価は予算の範囲内の金額とする。

- (2) 請求は、毎月ごとの精算確定払いとし、1食あたりの単価に毎月の延べ食数を乗じて得た額を、当該月終了後速やかに、請求書に食事サービス事業実績報告書（要綱第15号様式）を添付して行う。
- (3) 請求に当たっては、別表に定める状況区分に応じ、延べ食数への算入の可否を判断するものとする。

（居宅介護支援事業所がアセスメント及びサービスの利用調整を行う対象者）

第6条 居宅介護支援事業所が要綱第11条に基づくアセスメント及びサービスの利用調整を行う対象者は、現にその居宅介護支援事業所が居宅サービス計画又は介護予防サービス原案を作成している者とする。

（地域包括支援センターがアセスメント及びサービスの利用調整を行う対象者）

第7条 地域包括支援センターが要綱第11条に基づくアセスメント及びサービスの利用調整を行う対象者は、その地域包括支援センターの担当区域に居住し、かつ、居宅介護支援事業所が当該対象者に対して、居宅サービス計画又は介護予防サービス原案を作成していない者とする。ただし、当該対象者が居宅介護支援事業所にアセスメント及びサービスの利用調整等を行うことを希望し、かつ、その居宅介護支援事業所も同意した場合は、当該居宅介護支援事業所がこれを行うことができる。

（福祉保健センターがアセスメント及びサービスの利用調整を行う対象者）

第8条 福祉保健センターが要綱第11条に基づくアセスメント及びサービスの利用調整を行う対象者は、前2条のいずれにも該当しない者とする。

（検食）

第9条 要綱第24条第1項に基づき、委託事業者は必要に応じて本市の検食を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

状 況	利用料徴収の可否	延べ食数への算入可否
配食した場合。	徴収する	算入する
前日までに中止の連絡を受けた場合。	徴収しない	算入しない
配食時不在だった場合及び当日中止の連絡を受けた場合。ただし、利用者の緊急の入院等連絡の遅れがやむを得ないと認められる場合を除く。	徴収する	条件により算入する ※1
配食時、利用者に異状等あって対応した場合及び利用者の緊急の入院等連絡の遅れがやむを得ないと認められる場合。	徴収しない	条件により算入する ※2

※1：「配食時不在報告書」の提出があり、横浜市が支払いを認めた場合。

※2：「食事サービス異状事態発生報告書」の提出があり、横浜市が支払いを認めた場合。

第1号様式（要領第2条第1項）

## 食事サービス異状事態報告書

年 月 日

（報告先）

福祉保健センター長  
健康福祉局長

実施団体名

印

食事サービスについて、次のとおり異状事態への対応を行いましたので、報告します。

利用者氏名	
利用者住所	
発生年月日	年 月 日（ ） 時 分頃
件名	1 安否確認時の緊急対応 2 関係機関への相談・連絡
発生場所	
状況	
対応の経過及び結果	
備考	
担当者	TEL ( )

件名は、下記のとおり、それぞれ該当するものいずれかに○を付けてください。

- 1 安否確認時に利用者の状況に異状があり、緊急連絡（救急車、緊急連絡先への連絡等）を行った場合
- 2 利用者の状況の変化（認知症の進行、容態の悪化等）により、関係機関や家族と連絡を取り、その結果、入院や家族との同居など何らかの処置を取る結果となった場合

※ 本報告書は、上記1、2に該当する場合に使用のこと

第2号様式（要領第2条第2項）

## 食事サービス事故発生報告書

年 月 日

（報告先）

福祉保健センター長  
健康福祉局長

実施団体名

食事サービスについて、次のとおり事故が発生しましたので、報告します。

利用者氏名	
利用者住所	
発生年月日	年 月 日（ ） 時 分頃
発生場所	
状況	
対応の経過及び結果	
再発防止のための今後の対応策	
担当者	TEL ( )

※ 本報告書は、食事サービスについて、何らかの事故（食中毒含む。）が発生した場合に使用のこと。（異常事態報告書を除く。）

## 食事サービス配食時不在報告書

年 月 日

（報告先）  
健康福祉局長

実施団体名

食事サービスの配食について、次のとおり配食時に不在で、安否確認の対応を行ったことを報告します。

利用者氏名	
利用者住所	
利用者生年月日	明 大 昭 年 月 日 生
不在で、配食を受けられなかった日	年 月 日
不在理由及び安否確認対応の内容	
担 当 者	TEL ( )

※ 配食時不在報告書は、配食時に利用者が不在のため、安否確認の対応を行った場合、月末までに提出します。ただし、異状事態報告書を提出する場合は、配食時不在報告書の提出は必要ありません。